

北海道愛食大使認定事業実施要領

1 目的

本事業は、道外で北海道産食材を使用した料理などを提供している外食店や中食店を「北海道愛食大使」として認定し、北海道産食材の利用促進を図るとともに、北海道産食材に関する情報発信拠点としての役割を通じて、道外の消費者に対する安全・安心な「食の北海道ブランド」の普及・定着を図ることを目的とする。

2 事業主体 北海道

3 事業協力

北海道漁業協同組合連合会、北海道水産物加工協同組合連合会、(社)北海道貿易物産振興会、北海道農業協同組合中央会、ホクレン農業協同組合連合会、北海道チクレン農業協同組合連合会、北海道青果商業協同組合、北海道食肉事業協同組合連合会、(社)北海道乳業協会、北海道米販売拡大委員会、北海道産青果物拡販宣伝協議会、日本ビート糖業協会札幌支部、北海道牛乳普及協会、北海道食肉消費対策協議会

4 認定対象店

- (1) レストラン、ホテル、居酒屋等の外食店
- (2) 弁当、惣菜等の調理済み食品を提供する中食店

5 認定要件

(1) 必須要件

次の要件を満たすものとする。

- ① 北海道産食材を使用した料理等を原則として2品以上提供していること。但し、季節メニューとして期間を限定して提供している場合は、応募時点での提供の有無は問わない。
- ② 「外食の原産地表示ガイドライン（平成17年7月農林水産省策定）」等による原材料の原産地表示を行っていること。

(2) その他要件

次の事項については、認定審査の評価に加えるものとする。

- ① 北海道産食材に関連したイベント等を開催していること。
- ② 北海道が推奨している各種制度認証品等（「北のクリーン（YES!clean）農産物」、「有機JAS食品」、「エコファーマーの認定を受けて生産された農産物」、「みどりの食料システム等に基づく認定を受けて生産された農産物」、「特別栽培農産物」、「道産食品独自認証品」、「道産食品登録制度商品」）を活用した料理を提供していること。
- ③ 栄養表示をしていること。
- ④ 環境と調和した店づくり（店内禁煙や分煙、資源のリサイクル等）を行っていること。

- ⑤ その他、事業者独自に取り組んでいること。

6 認定手続

(1) 事務

募集及び認定等に関する事務は、北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課農業付加価値向上係（以下「道」という。）が行うものとする。

(2) 募集の告知方法

道は、ホームページへの掲載、北海道東京事務所、報道機関、関係業界団体等を通じ、認定店の募集を行うものとする。

(3) 申込み

- ① 認定を希望する外食店及び中食店の経営者（以下「認定希望者」という。）は、道ホームページを通じて申込書をダウンロードするか、または、道に請求するものとする。
- ② ①の請求を受けた道は、第1号様式の「北海道愛食大使認定申込書」等を送付するものとする。
- ③ 認定希望者は、申込書に、店の概要、北海道産食材を使用した料理を撮影した電子データ（又は写真）、会社概要を記載したパンフレット、審査に当たって参考となる資料（HPやSNS等概要がわかるものを提示することも可）を添付し、道に提出（郵送・メールなど提出方法は任意）するものとする。

(4) 審査

- ① 道は、別に定める「北海道愛食大使認定に係る審査基準項目及び認定方針」に基づき、申込み関係書類（必要に応じて実施する現地確認の結果を含む。）の審査を行う。
- ② 道は、5の認定要件について確認する必要がある場合は、申込関係書類の現地確認を実施するものとする。

(5) 認定

- ① 道は、(4)の審査を行った結果、認定要件を満たしていると判断した場合、決裁を以て、店舗ごとに認定することとし、各店舗に別途定める「北海道愛食大使認定証」及び「北海道愛食大使認定ステッカー」（以下「認定証等」という。）を交付するものとする。
- ② 認定要件を満たしていないと判断した場合、または認定店としてふさわしくないと判断した場合、道は、その理由を附して、認定希望者に認定しない旨通知するものとする。

(6) 認定の取消し等

- ① 認定を受けた店の経営者（以下「認定店」という。）は、認定の要件を欠いたり、営業の廃止・休止、チェーン店の新規開店や認定店の名称・住所等申込書記載事項等に変更が生じた場合は、その旨を書面（任意様式）で届け出るものとする。
- ② ①の届出により、道は、決裁を以て、認定の取消や新規チェーン店の認定を行うとともに、認定店の申込書記載事項等の変更に伴い、道のホームページ等のデータ更新を行うものとする。
- ③ 道は、認定店が認定要件を欠いたり（①の届出を除く。）、認定店としてふさわしくないと判断したときは、決裁を以て、認定を取り消すものとする。
- ④ 道は、②又は③の取消を行った場合は、認定店にその旨を通知するものとする。

7 認定店の役割

- (1) 認定証等を利用者の見やすい場所に掲示し、北海道産食材の一層の利用促進に努めること。
- (2) 北海道産食材の持ち味を生かした料理等の提供に努めること。
- (3) 家庭でできる北海道産食材を使用した料理方法等を利用者に紹介すること。
- (4) 北海道産食材に関する情報を同業者や利用者に広めること。
- (5) 北海道産食材の使用状況や意見・要望に関する調査に協力すること。

8 認定店の周知・PR

道は、ホームページへの掲載、報道機関や関係業界団体を通じ、認定店の周知・PRに努めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年7月24日から施行する。

平成19年1月10日一部改正

平成23年3月31日一部改正

平成24年8月1日一部改正

令和元年（2019年）6月19日一部改正

令和6年（2024年）4月1日一部改正